

あいち知的財産創造プラン(改訂版)

概要版

あいち知的財産創造プラン(改訂版)の概要

<見直しの背景> 現行のプランに掲げた「取り組み方策」については、この3ヶ年で概ね事業に着手し、成果があがりつつあるが、新たな課題も出ているため、見直しを行う

<プランの目標> 知的財産とそれを産み出す技術・技能を大切に作る風土が広がり、「ものづくり」と「知恵づくり」が集積することにより、知的財産を活かした新規事業やベンチャー企業の創出が進む元気な地域づくり

<目標年度> 2010年度(平成22年度)

第1章 知的財産を取り巻く現状と課題

1. 「あいち知的財産創造プラン」のこれまでの取り組みと課題

(1) 知的財産を大切に作る風土づくり・基盤づくり

(実績) 「愛知の発明の日」/ 少年少女発明クラブ数全国1位 / 特許総合相談窓口の設置等相談機能の強化 / テクノサークルの設立

(2) 県試験研究機関の知的財産の創出・活用の促進

(実績) 県の知的財産窓口の一本化 / 試験研究機関の知的財産推進方針の策定 / 県保有特許の実施契約の着実な推進

(3) 共同研究の推進による知的財産創造の強化

(実績) 共同研究の着実な推進

(4) 知的財産を活用したたくましい中小企業づくり

(実績) 知的財産活用成功企業づくりモデル事業 / 「あいち知的財産人材サポーター」の設立
(課題)

知的財産を保有・出願する中小企業は増加したものの、知的財産戦略を保有する中小企業は少数
中小企業と大企業では知財活動について抱える問題の質に違いがあり、中小企業の実情に合わせた知財戦略が必要

知的財産活用製品の事業化の可能性を高めるには、弁理士等の知的財産の専門家だけでは不十分

(5) 事業の推進体制

(実績) 普及啓発事業における連携(発明協会愛知県支部、弁理士会東海支部等) / 情報の共有化
(課題)

企業に対し、施策の周知が不十分

相談窓口や支援事業メニューについて、各機関が個別に実施し、連携が不足
県だけでは人的・物的資源に限界がある

2. プラン策定以降の知的財産にかかる新たな動きと課題

(1) 国際化の一層の進展

中小企業・大企業ともに外国出願への出願費用や外国の知的財産制度等の知識・情報が不足
中国を中心に模倣品被害が深刻化

(2) 産業財産権以外の知的財産の重要性の高まり

知的財産としてのブランドの重要性の高まり
営業秘密等管理対策への注目の高まり

第2章 「あいち知的財産創造プラン」の見直しのポイント

プランの実現に向けた基本方策

知的財産を大切に作る風土づくり・基盤づくり
知的財産を活用したたくましい中小企業づくり
産・学・行政連携による知的財産の創出

見直しの方向性

有効性の高い事業は継続・強化

プラン見直しの重点ポイント

各支援機関との連携を強化することにより、地域全体として中小企業の総合支援体制を構築

中小企業の知的財産活用を促進するための取り組みの拡充・強化が必要

知財専門家をベースに知財以外の専門家も含め、幅広い知財関連人材のネットワークの形成を図る必要あり

施策について周知の強化が必要

人的・物的資源の有効活用により企業へのサポート体制の向上を図るため、他機関との連携を一層強化する必要あり

アジアを中心に企業の海外での事業展開に対する支援強化が必要

産業財産権以外の知的財産(ブランド、営業秘密等)への取り組みを強化する必要あり

第3章 プラン実現に向けた主体別の取り組み方策

(1) 企業が主体的に取り組む方策(1~9)
(2) 大学等が主体的に取り組む方策(10~15)
現況を踏まえ一部変更

(3) 産・学・行政が連携し取り組む方策
(4) 行政(県)が主体的に取り組む方策(主な取り組み)

16 「愛知の発明の日」の推進
19 知的財産立県を担う人材づくりの推進
20 先端分野における共同研究・事業化の推進
21 「知の拠点」づくりによる研究機能の充実
26 県機関の知的財産創造・活用の促進

23 中小企業の知的財産活用能力の強化

17 地域の知財力を高める社会基盤の整備

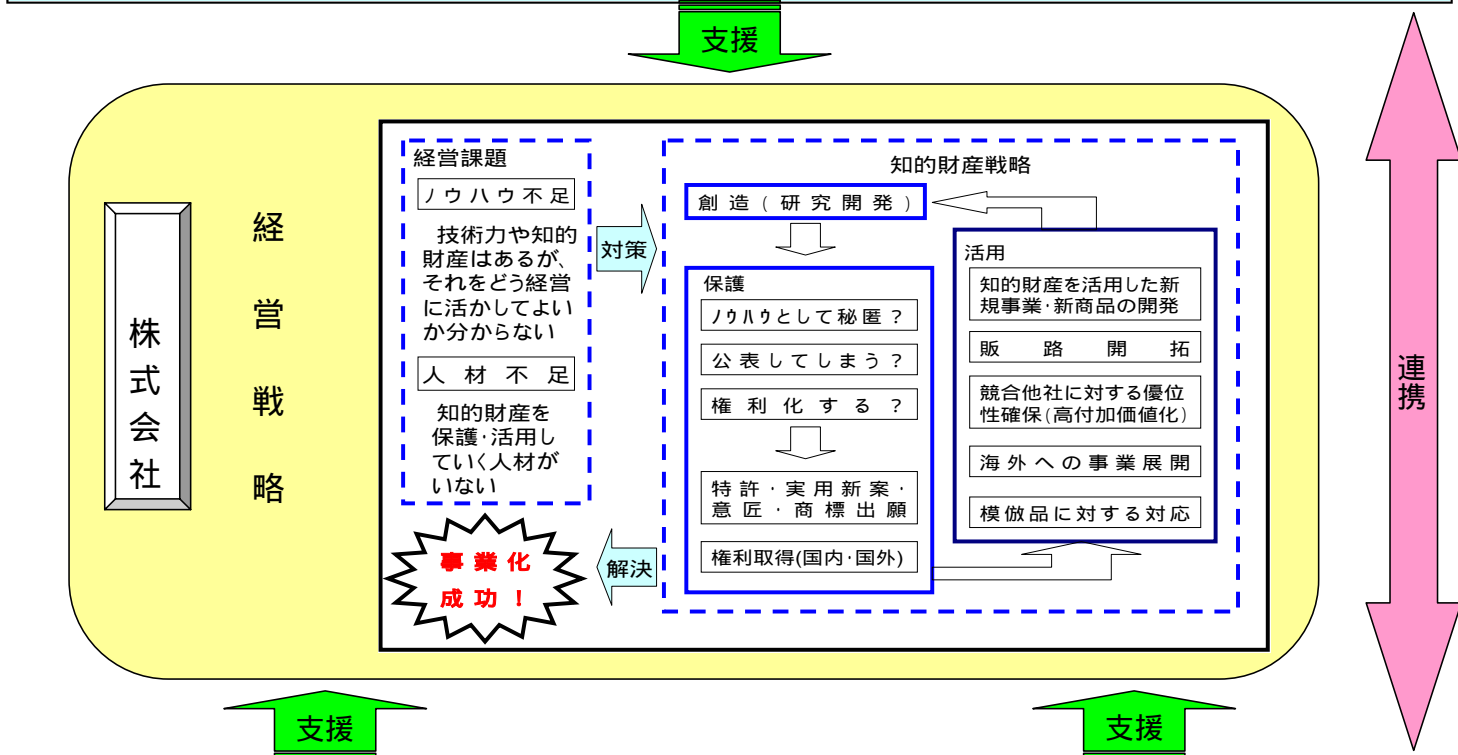
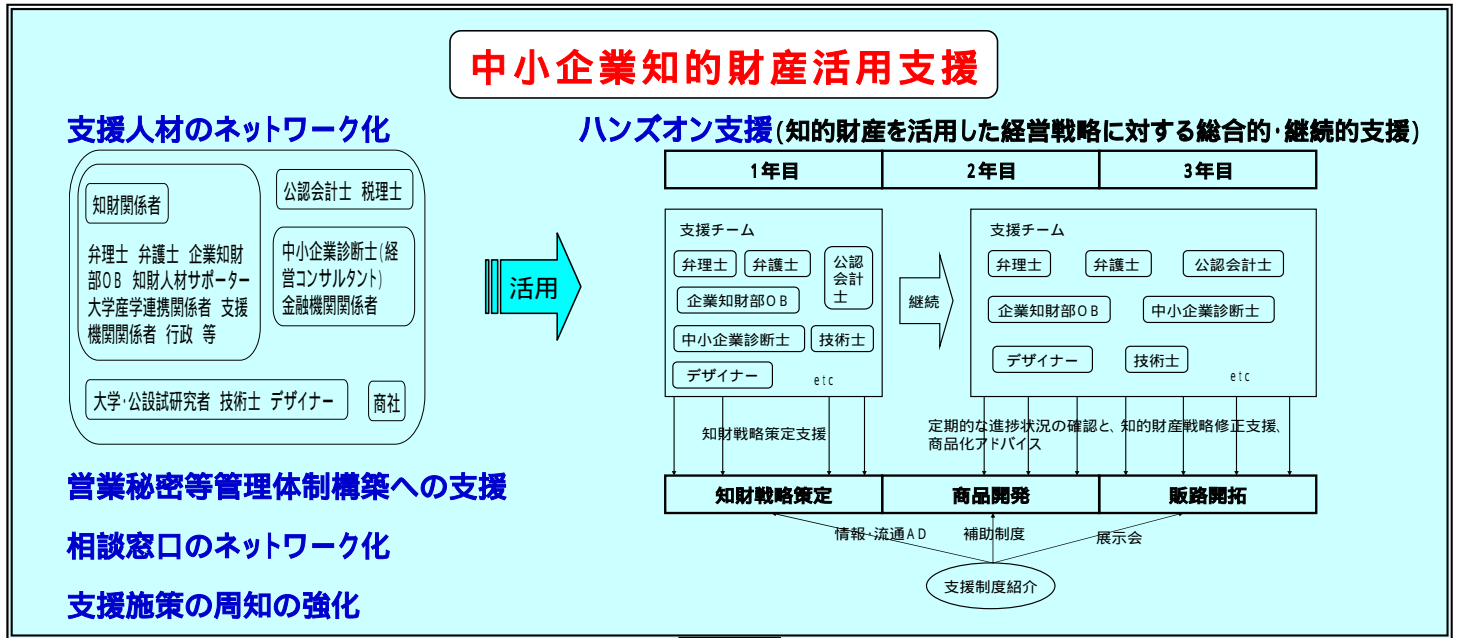
18 他機関との連携強化

24 中小企業の海外での権利保護に対する支援の強化

22 知的財産としての地域資源の創造・活用の促進
25 営業秘密等管理体制構築への支援

プラン(改訂版)に基づく主な取り組みのイメージ

～ 技術力や知的財産を経営に活かそうとする中小企業のみなさまへ ～

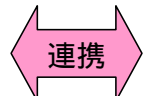


中小企業の海外での権利保護に対する支援

海外出願に対する補助金(特許+意匠・商標)

模倣被害や外国の制度運用状況等について、講習会等を開催

中国江蘇省政府への働きかけ等を通じた知的財産保護支援



他機関との連携強化

国	・支援人材育成 ・模倣品対策 ・産業財産権の出願、登録手続き等に関する無料相談 ・審査請求料、特許料減免制度 等
弁理士会 東海支部	・特許・意匠・商標なんでも110番 ・休日特許セミナー 等
発明協会 愛知県支部	・無料発明相談会 ・発明表彰 等
etc	

プラン実現に向けた主体別の取り組み方策

(1) 企業が主体的に取り組む方策

- 1 技術経営・知的財産経営による一層の経営強化
知的財産に関する管理組織体制の整備や経営者自らの意識改革の推進
- 2 知的財産を活用した企業発ベンチャーの促進
大学等の研究成果、共同研究成果の事業化を積極的に進める経営の展開
- 3 未利用（潜在的利用価値のある）特許の積極的な公開による活用
特許の流通を高めるため、技術指導付で移転を図るなど、効果的な流通方法の検討
- 4 知的財産管理・契約知識等の教育（専門性の高い教育、社員全般対象の教育）
研究開発や知的財産担当等専門性の高いスタッフ向けの実務教育や、営業秘密等、間接部門も含めた社員全般対象の知的財産啓発教育の実施
- 5 独自の強みを持つ技術開発の推進とその知的財産化による競争力の強化
他社に比べて優位性が高く、権利化が可能な技術の積極的な知的財産化と、自らの技術にさらに磨きをかけるための技術開発の推進
- 6 大学、公的研究機関及び企業間における共同研究の推進による知的財産創造の強化
中小企業を中心として、大学、公的研究機関、さらには企業との共同研究や共同開発による知的財産創造の促進
- 7 知的財産を保護する契約、技術流出防止等の管理体制強化
知的財産を守るための共同開発契約、営業秘密や技術流出防止のマニュアル等の積極的な活用による知的財産保護体制の整備
- 8 職務発明等人材へのインセンティブ制度の見直し
インセンティブ制度や職務発明規定等の充実、整備
- 9 行政等の実施する知的財産に関する支援施策の積極的な活用
各種支援機関が行う知的財産セミナーや相談、情報検索、トラブル仲裁、試作や技術課題の解決等の取り組みの積極的活用

(2) 大学等が主体的に取り組む方策

- 10 知的財産本部などの知的財産管理機能強化
知的財産本部が整備された国立大学が中心になって、ネットワークを形成し、知的財産管理組織が整備されていない大学へのサポート体制の構築
知的財産本部などの主導による知的財産の創造や保護を重視した研究活動の推進
- 11 研究者への社会貢献認識の啓発と業績評価における知的財産の重視
研究者に対する知的財産面での社会貢献意識の啓発と、知的財産創出成果が研究者へ還元される規程等の整備
- 12 大学発ベンチャーの促進
公的な研究開発資金等により、大学等の研究者が自らの研究成果を活用して、事業化を行う取り組みの促進
- 13 学生や研究者への知的財産教育の充実
関係団体の支援により知的財産に関するカリキュラムを整備し、学生等への継続的な知的財産教育を実施
- 14 研究者や知的財産関連人材の産業界との交流促進
大学、公的研究機関における知的財産管理や教育の場における企業から知的財産関連人材の受け入れや、大学等の研究者が企業経営の知識、経験を深める取り組みの推進
- 15 社会人向けの高度な知的財産教育の充実
大学院等において、社会人を対象に知的財産に関する高度な教育の展開

(3) 産・学・行政が連携し取り組む方策

- 16 「愛知の発明の日」の推進
8月1日「愛知の発明の日」記念事業の継続実施

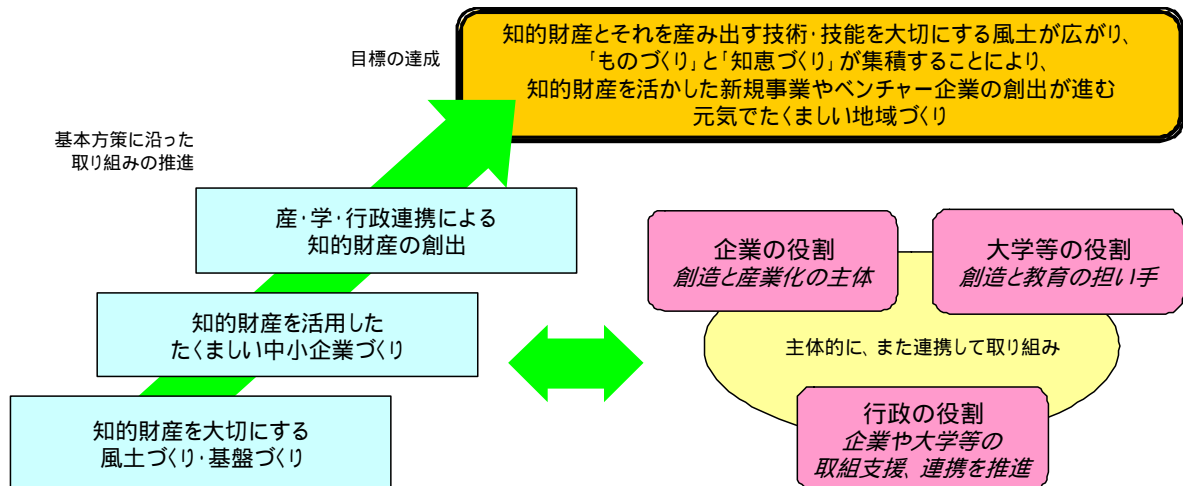
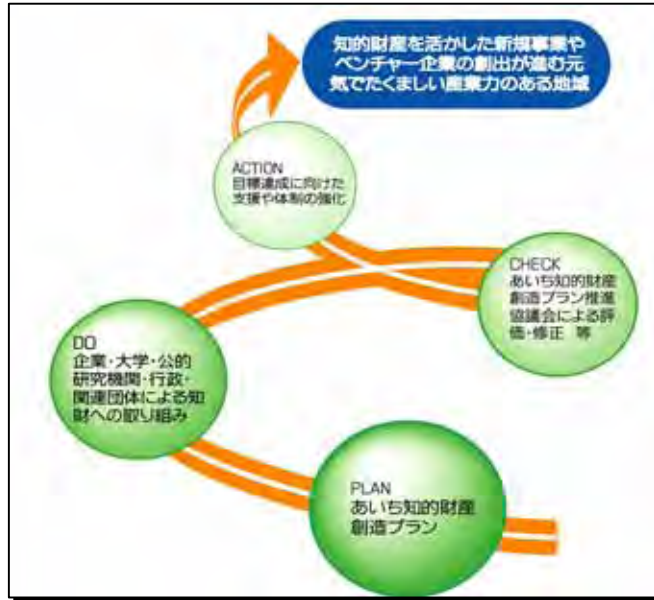
- 17 地域の知財力を高める社会基盤の整備
「あいち知的財産人材サポーター」の活用促進
中小企業の知的財産活動を総合的に支援するため、知的財産専門家に加え、公認会計士や経営コンサルタントなど知的財産以外の専門家も含めたネットワーク化の推進
先行技術調査機関の機能充実による地域知財力の強化
知的財産金融の啓発セミナー及び課題・普及促進方策等の研究を通じた、知的財産にかかる資金調達システムの取組促進
特許等知的財産の流通・移転の促進
支援施策の周知の強化
- 18 他機関との連携強化
地域知財力の有効活用を図るため、「国の支援事業との連携による成功モデルづくり」の実施を始め、国・発明協会県支部・弁理士会東海支部等関係機関との連携を強化
関係機関各相談窓口のネットワーク化の推進
知的財産に関する知識や情報が乏しい中小企業に情報が到達するよう、中小企業の身近な相談相手（金融機関、税理士、中小企業診断士等）との連携を強化
- 19 知的財産立県を担う人材づくりの推進
国、発明協会、弁理士会、大学、中小企業関係団体、市町村との連携により、効率的効果的な知的財産に関するセミナーを県内各地で実施
発明協会愛知県支部と連携し、県全域がカバーできる少年少女発明クラブの設置を目指し、引き続き設置促進
日本弁理士会東海支部の協力により小中高校における知的財産教育を引き続き推進
- 20 先端分野における共同研究・事業化の推進
バイオ、ナノテクノロジー分野における産・学・行政連携による共同研究を積極的に進め、知的財産の活発な創造や、事業化、ベンチャー企業の創出を促進
- 21 「知の拠点」づくりによる研究機能の充実
知の拠点（仮称）の整備
- 22 知的財産としての地域資源の創造・活用の促進
地域団体商標制度のPRを推進し、地域団体商標への出願を促進
地域に眠る、観光資源として人々の着目されていない地域資源を、観光資源として磨き上げる
愛知県産の農林水産物について、ブランド化の推進

（４）行政（県）が主体的に取り組む方策

- 23 中小企業の知的財産活用能力の強化
知的財産を活用した新製品を開発し事業化しようとする中小企業を、基礎研究・製品企画、応用研究開発、製品化、販売開拓の各段階で総合的・継続的に支援するハンズオン支援の実施
特許総合相談窓口及び知的所有権センターの相談を継続実施
- 24 中小企業の海外での権利保護に対する支援
外国での特許、意匠、商標出願に対する経済的支援
海外での模倣被害や制度運用状況、専門機関情報の収集とそのフィードバック（講習会・相談会等）
アジア等経済連携の一環として、中国江蘇省政府に知的財産保護を働きかけることにより、本県企業が直面する知的財産問題の解決をサポート
- 25 営業秘密等管理体制構築への支援
営業秘密等の適切な管理の必要性を県内中小企業へ普及啓発するための講習会の開催
- 26 知的財産の創造・活用の促進
県試験研究機関職員向け研修等の実施
県試験研究機関と民間企業を円滑につなげ、県の知的財産の活用を促進
県試験研究機関における知的財産の創造と活用・流通の促進を通じて、研究成果の社会的還元を促進
農林水産物の新品種（育成者権）や模倣品検証技術の開発を推進

あいち知的財産創造プラン推進に向けて

プランの推進にあたっては、推進主体である産・学・行政が参画する「あいち知的財産創造プラン推進協議会」において、2010年度の目標達成に向けた各主体の取り組みの評価と見直しを行っていく。この推進協議会は、毎年度、進捗状況を把握し、課題やその対応を検討し、次年度の取り組みに反映させる(PLAN - DO - CHECK - ACTION)。



発行年月 平成20年2月
 愛知県産業労働部新産業課
 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号(〒460-8501)
 TEL 052-954-6350
 FAX 052-954-6977
 E-mail shin-san@pref.aichi.lg.jp
 URL <http://www.pref.aichi.jp/shin-san/>

8月1日は、「愛知の発明の日」です！